平成２２年（フ）第２３８号
広島市南区仁保２丁目20番32―306号
債務者　太田　　直
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８号
広島市安佐南区八木９丁目29番27―202号、申立時の住所広島市安佐南区中須１丁目25番15―101号
債務者　畑本　利夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９号
広島市安佐南区八木９丁目29番27―202号、申立時の住所広島市安佐南区中須１丁目25番15―101号
債務者　畑本　麻子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３２号
広島市西区古江上１丁目689番地３　第２田川ビル201号
債務者　北田八千代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５４号
広島市安佐南区祇園３丁目29番５―301号
債務者　堂原　由美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
香川県丸亀市中津町1416番地　リバーサイド中津202号
債務者　三井　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２０８号
愛媛県松山市今在家３丁目６番22号
債務者　松澤　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
愛媛県松山市余戸東２丁目11番14号
債務者　桑田　幹夫
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
愛媛県松山市永木町１丁目６番地
債務者　宇都宮祥高
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
愛媛県松山市土居田町784番地　土居田マンション201号
債務者　吉木　國正
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
愛媛県松山市居相４丁目18番25号　サーパス椿参道302号
債務者　岡田　信之
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
愛媛県松山市中村２丁目４番12号　なつめ荘103号
債務者　吉岡　忠雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
愛媛県松山市松ノ木１丁目11番３号　児島アパート３号
債務者　本多　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
愛媛県松山市桑原４丁目１番14号　桑原住宅18号
債務者　山田　鉄也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
愛媛県松山市南斎院町301番地３
債務者　坂本　枝理
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
愛媛県松山市余戸東５丁目１番25号　あけぼの荘３号
債務者　鈴木　公彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目10番30号　山中マンション８号、旧住所愛媛県今治市小泉４丁目９番11号　玉井タオル第二ビル207号
債務者　山本　五鈴
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所今治支部